

希少な野生動植物を守るために

種によっては、捕獲等の禁止だけではなく、生息生育地などの保護や生息生育環境を維持するための措置を講じることが大切であり、日ごろのちょっとした気配りや活動が野生動植物の保護に役立ちます。

<動物に対すること>

- 動物は人間が残した足跡やにおいなどがあると、住みかを放棄することがあります。山を歩く際はなるべく周囲を荒らさないようにしましょう。
- 動物には、特定の動物や植物しか餌としないものや、特定の環境にしか生息できないものが多くいます。不要に環境の変化を伴う行為は控えるようにしましょう。
- 飼育していた動物をみだりに野外に放つことはやめましょう。

<植物に対すること>

- 折ったり、掘ったりせず、自然の状態で観察しましょう。
- 写真を撮るときは、周囲の環境を壊さないよう注意しましょう。
- 外来種などをみだりに植栽することはやめましょう。

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（抜粋）

（指定希少野生動植物種）

第35条 知事は、県内に生息し、又は生育する絶滅のおそれのあるものとして次の各号のいずれかに該当する野生動植物の種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）のうち、特に保護を図る必要があると認めるものを指定希少野生動植物種として指定することができる。

- 一 種の存続に支障を來す程度にその種の個体の数が著しく少ない野生動植物
- 二 その種の個体の数が著しく減少しつつある野生動植物
- 三 その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつある野生動植物
- 四 その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつある野生動植物
- 五 前各号に掲げるもののほか、その種の存続に支障を來す事情がある野生動植物

（捕獲等の禁止）

第38条 指定希少野生動植物種（種の保存法第9条に規定する国内希少野生動植物種等を除く。次項及び次条において同じ。）の生きている個体は、捕獲若しくは殺傷又は採取若しくは損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
- 二 人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合

2 前項の規定に違反して捕獲等をされた指定希少野生動植物種の個体及びその器官（規則で定める器官に限る。）並びにこれらの加工品（規則で定める加工品に限る。）は、規則で定める場合を除き、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取りをしてはならない。

（捕獲等の許可）

第39条 学術研究又は繁殖の目的その他規則で定める目的で指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

（罰則）

第67条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 一 第38条又は第45条第4項の規定に違反した者

[お問い合わせ先]

愛知県環境部自然環境課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話（052）954-6230（ダイヤルイン）

FAX（052）963-3526

希少な野生動植物を守るために ～愛知県の指定希少野生動植物種～

動物【7種】

コノハズク アカウミガメ ナガレタガエル ウシモツゴ
ヒメヒカゲ ミカワホラヒメグモ オモイガケナマイマイ

植物【4種】

ナガバノイシモチソウ シロバナナガバノイシモチソウ
ハギクソウ ナガボナツハゼ

愛知県では、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、県内に生息又は生育する絶滅のおそれのある種で特に保護を図る必要がある動物7種、植物4種を「指定希少野生動植物種」として指定しました。（平成22年4月1日施行）

以下の行為は原則禁止です。

- 指定希少野生動植物種に指定された種の種子や卵を含む生きている個体を捕まえたり採ったりしたり、殺したり傷つけたりすること。

※ 学術研究などの目的で捕獲などを行う場合には、知事の許可を受けて行うことができます。

- この条例に違反して捕獲などを行った種の個体や骨、皮、葉、花などの器官、これらの加工品の譲渡し、譲受けや引渡し、引取りをすること。

<注意>

- 違反した場合は、罰則が科せられます。
- 指定希少野生動植物種の生息生育状況調査を行う場合は、許可が必要になります。
- 種を特定しない生息生育状況調査を行う場合も、許可が必要な場合があります。

動物

コノハスク



絶滅危惧ⅠA類

撮影：山本 晃

フクロウ目 フクロウ科

学名：Otus scops

形態：全長 18~21cm。上面は灰褐色または赤褐色で黒褐色あるいは赤褐色の縦斑があり、下面はやや淡色で黒褐色あるいは赤褐色の縦斑と虫食い状の横斑がある。頭部に羽角があり、目の色は黄色で趾に羽毛はない。雌雄で大きさが異なる。

ナガレタコガエル



絶滅危惧ⅠA類

撮影：山上将史

無尾目 アカガエル科

学名：Rana sakuraii

形態：体長 40~60mm。背中に背側線を持ち、外鳴囊はない。体色は茶褐色の事が多い。幼生は 20mm ほど。卵径は大きく 3mm ほどある。近縁のタゴガエルによく似るが、後肢趾間のみずかきが非常によく発達し、切れ込みが浅い。繁殖期には雌雄共に体側および腿の後面の皮膚が著しくのびてひだ状となる。

ヒメヒカゲ



絶滅危惧ⅠA類

撮影：間野隆裕

チョウ目 ジャノメチョウ科

学名：Coenonympha oedippus

形態：前翅長 1.5~2.0cm。翅表には斑紋がなく、全体的に♀は暗褐色、♂は黒褐色に近い。裏面は橙褐色で、眼状紋が外縁に並び、♀では数が多く、大きい。♂の前翅裏面では、眼状紋はないか、1~2 個で、小さく、外縁近くの銀色条を欠く。

アカウミガメ



絶滅危惧ⅠB類

写真提供：NPO 法人表浜ネットワーク

カメ目 ウミガメ科

学名：Caretta caretta

形態：雌の繁殖個体は、直甲長は平均 800mm 程度。頭部は大きく頑健。成体の背面は赤褐色。腹面は黄褐色。幼体はともに黒褐色。下顎鱗板は 2~4 対。通常肋甲板は 5 対。前額板は 2 対。重縁甲板は 3 対。背甲鱗板は敷石状で甲の周辺は平滑である。

ウシモツゴ



絶滅危惧ⅠA類

撮影：駒田格知

コイ目 コイ科

学名：Pseudorasbora pumila subsp.

形態：全長約 7cm の小型の魚。体は黄褐色～褐色を呈し、側線は不完全である。県内にはよく似たモツゴが多く生息するが、本種は頭部が大きくてモツゴよりも寸詰まりの感があり、区別される。

オモイガケナマイマイ



絶滅危惧ⅠA類

撮影：木村昭一

マイマイ目（柄眼目） オナジマイマイ科

学名：Aegista inexpectata

形態：殻高 3.5mm、殻径 10.7mm、5 1/2 層の薄く偏平～円盤状で淡い黄褐色～褐色の殻を持つ。体層周縁には著しく強い竜骨がある。臍孔は広く開き殻径の 1/3 に達する。

愛知県指定希少野生動植物種

捕まえたり、採ったりしないで!!

このパンフレットに収録された写真は、著作者の了解を得て複製したものです。私的使用など著作権法上認められた行為を除き、著作者に無断で再複製を行うことはできません。（撮影者名等 敬称略）

植物

ナガバノイシモチソウ



絶滅危惧ⅠA類

撮影：渡邊幹男

モウセンゴケ科

学名：Drosera indica

形態：食虫性の 1 年生草本。高さ 7~20cm になる。葉は互生し、狭線形、長さ 4~7cm、幅 1~2.5mm、先は細く糸状になり、表面に昆虫類を捕らえるための長腺毛が多い。若葉はぜんまい状に巻く。花期は 7~8 月、葉に対生して長さ 5~10cm の総状花序を出し、3~10 個の淡紅色の花をつける。花弁は 5 枚、長橢円形で長さ 6~8mm である。

シロバナナガバノイシモチソウ



絶滅危惧ⅠA類

撮影：芹沢俊介

ハギクソウ



絶滅危惧ⅠA類

撮影：村松正雄

トウダイグサ科

学名：Euphorbia esula var. nakaii

形態：多年生草本。茎は少数が叢生し、直立して時に分枝し、高さ 35~45cm になる。葉は多数密に互生し、倒披針形～狭いへら形、長さ 4~7cm、幅 5mm 前後、辺縁は全縁である。茎の先端には 5 枚の葉が輪生し、葉腋から散形枝を出し、各枝に杯状花序を頂生して、分枝を繰り返す。花期は 4~5 月、杯状花序の腺体は半月形、苞葉は黄色で菱状卵形～腎形である。果実の表面にはこぶ状の小突起が密生する。

ナガボナツハゼ



絶滅危惧ⅠA類

撮影：芹沢俊介

ツツジ科

学名：Vaccinium sieboldii

形態：落葉性の低木。よく分枝し、高さ 30~150cm になる。葉は互生し、短い柄があり、葉身は橢円形～卵状橢円形で、長さ 3~7cm、幅 2~4cm、先端は鋭頭、辺縁は全縁で鋸歯はなく、表面の主脈上に毛が散生するほかは無毛である。花期は 5 月、若枝の先に長さ 5~10cm の総状花序を伸ばし、多数の下向きの花をつける。花冠は鐘形で先は浅く 5 裂し、長さ約 5mm、白色で 5 本の赤色の縞條がある。果実は球形で黒熟し、直径 5~6mm である。